

入札心得書

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分に留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、委託仕様書、契約書案及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 県に提出した入札書は、書換え又は取消しをすることはできないので、誤算や違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 8 次の入札は無効となるものであること。
 - (1) 入札金額の記載がないもの、又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
 - (5) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (7) 入札保証金又はこれに代わる担保が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。

- 10 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、中止することもあること。
- 11 入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするが、契約の確定は契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。
- 12 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 13 入札書は、県の定める様式によるもの。